

新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となるの皆さまへ

新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となる世帯への 電力等価格高騰給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 新たな住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）は、低所得者世帯を支援する新たな給付金です。
- 令和5年度の住民税非課税世帯等への給付金（7万円の追加給付）及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）の支給対象世帯（未申請等も含む）には支給されません。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支援金の支給額

1世帯あたり10万円

支援金の支給時期

令和6年 8月15日受付分まで… 8月30日
令和6年 8月31日受付分まで… 9月13日
令和6年 9月15日受付分まで… 9月30日
以降支払日は月末支払いとなります。

支給対象と申請の有無

令和6年6月3日の基準日において
「住民税非課税」の世帯「住民税均等割のみ課税」の世帯

王滝村から確認書をお送りします。
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります



令和6年6月3日時点で王滝村に住民登録のある場合に確認書が送付されます。

確認書が届くので、中身を確認して返送してください。

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

支給対象と支給手続き

I 令和6年度住民税所得割非課税の世帯 住民税均等割のみ課税世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、王滝村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、王滝村に返送してください。

【確認事項】

- ①記載された支援金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税所得割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいないか等

世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に王滝村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 提出期限は、**令和6年10月31日**です。



住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」(令和5年法律第81号)の規定により、差押禁止等及び非課税の対象となります。

お問い合わせ

王滝村役場 福祉健康課 住民係

電話 0264-48-2001

受付時間 平日8:30～17:15

この給付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金・定額減税一体支援枠)の活用事業です。